令和２年度　環境省　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）
Eco-CRIP 補助事業　応募要項

2020 年 6 月 22 日
一般財団法人持続性推進機構

1. Eco-CRIP 補助事業の趣旨

Eco-CRIP*（エコ・クリップ）は、中小事業者が無理なく実践できる、省エネルギー・CO_2 排出削減に特化した環境経営体制構築のためのプログラムです。Eco-CRIP 補助事業は、支援を通じて、省エネルギー・CO_2 排出削減のための対策が十分に進んでいない中小事業者の取組を着実に進め、サプライチェーン全体での CO_2 排出削減の達成に資することを目的としています。

Eco-CRIP 補助事業では、サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者へ環境経営の専門家である支援相談人を派遣し、環境省が作成した「エコアクション２１ CO_2 削減プログラムの手引き」（以下、「Eco-CRIP の手引き」とします。）に基づき、中小事業者の省エネルギー・CO_2 排出削減の取組及び環境経営体制構築に対する支援を行います。Eco-CRIP 補助事業の参加事業者は、所定の要件を満たした場合、受けた支援が無料になります。また、所定の要件を満たした参加事業者に対しては、環境経営体制構築の取組に要した内部人件費の一部を補填します。

*　Eco-CRIP（正式名称「エコアクション２１　CO_2 削減プログラム」）は、平成 26 年度に策定された CO_2 排出削減に特化した環境経営体制構築のためのプログラムです。平成 26 年度及び 27 年度の実証事業を経て、平成 28 年度より補助事業として実施しています（Eco-Action21 CO_2 Reduction Initiative Program）。

2. 参加できる事業者の要件

Eco-CRIP 補助事業は、原則として、省エネルギー・CO_2 排出削減と事業活動の改善の両立を図りたい中堅・中小事業者であって、以下の要件を満たす事業者であれば、業種業態を問わず、参加することができます。

- 環境マネジメントシステム（以下、「EMS」とします。）の第三者認証を過去に一度も取得したことがなく、現在も取得していない事業者
  （注意：EMS の第三者認証を取得している事業者から分社化、独立等によって新たに法人格を取得した事業者の場合は、この要件を満たしません。）
- Eco-CRIP の戸別訪問支援を、過去に一度も受けたことがない事業者
- 2019 年 6 月 1 日以降 2020 年 12 月 31 日までの期間に、事業環境に変化がなく、その予定もない事業者

（注意：事務所等の移転や拡充・縮小、生産設備等の増強又は縮減、新規事業への進出・既存事業からの撤退等、大幅な事業環境や事業活動量に変化があった、又は、予定している場合等は、この要件を満たしません。）

- 2019 年 6 月 1 日以降 2020 年 12 月 31 日までの期間の CO_2 排出量の把握に必要な、事業活動に要した電気、燃料等のエネルギー使用量データを、実測値として把握することが可能で、支援相談人や担当地域事務局に開示可能な事業者

  （注意：自宅と事業所部分の電気メータを共有している、他の法人や団体、自宅等と事業所や工場等を共同使用している等の事情により、エネルギー使用量を按分している場合等は、この要件を満たしません。）
- 2019 年 6 月 1 日以降 2020 年 12 月 31 日までの期間における売上高、完成工事高、生産量、処理量、走行距離等の事業活動量に密接に関係するデータを把握することが可能で、支援相談人及び担当地域事務局に開示が可能な事業者
- 本事業に参加し、支援相談人による支援が完了した後、環境経営体制構築に関連するアンケートに回答することが可能な事業者

※参加要件を満たすかどうか判断が難しい場合は、参加申込前に担当地域事務局まで問い合わせて下さい。

3. 支援の種類

(1) 支援パターン A5：初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5 回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく CO_2 排出削減に特化した簡易的な環境経営体制構築のための取組に対する支援（環境への取組等に関する知識等を持たない事業者向け）。

(2) 支援パターン B5：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5 回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく CO_2 排出削減の取組に加えて、その他の環境負荷低減についても取り組み、EMS の第三者認証取得をめざした取組を行う事業者に対する支援（環境への取組等に関する知識等を持たない事業者向け）。

(3) 支援パターン B3：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（3 回支援）

「Eco-CRIP の手引き」に基づく CO_2 排出削減の取組に加えて、その他の環境負荷低減についても取り組み、EMS の第三者認証取得をめざした取組を行う事業者に対する支援（EMS に対する一定の知識を持ち、比較的容易に環境経営体制の構築が可能であると担当地域事務局が判断した参加事業者に限り、選択が可能な支援パターンです）。

※支援パターンは、担当地域事務局への申請によって、随時、変更することができます。

4. 支援無料化等の要件

参加事業者が以下の①及び②の要件を満たした場合、受けた支援が無料になります。

① 原則 5 回の戸別訪問支援が、2020 年 12 月 31 日までに完了していること。

② 本要項 5.(4)に規定する CO_2 排出量等の報告及び同 5.(5)に規定する支援後アンケートへの回答が、2021 年 2 月 26 日までに完了していること。

参加事業者のうち、支援パターン B5 又は B3 を受けた事業者に限り、①及び②に加えて以下の③及び④の要件を満たした場合、受けた支援が無料となることに加えて、参加事業者が環境経営体制構築の取組に要した内部人件費の一部が補填[1)]されます。

③ 2021 年 2 月 26 日までに、EMS の第三者認証の登録審査を申し込むこと。

④ 環境経営体制構築の取組に要した内部人件費の一部の補填[2)]を受けた参加事業者が、2021 年 10 月 31 日までに、EMS の第三者認証の登録審査を受審[3)]すること。

1) 補填額は、「令和２年度 エコアクション２１ CO_2 削減プログラム 事業実施規程」の規定に基づき、支援パターン B5 の場合は 50,000 円、支援パターン B3 の場合は 35,000 円とします。

2) ①②及び③を満たした参加事業者に対する環境経営体制構築の取組に要した内部人件費の一部補填分は、2020 年度内に支払われます。また、内部人件費の補填を受けた参加事業者が、2021 年 10 月 31 日までに EMS の第三者認証の登録審査を受審しなかった場合は、本要項 8.(2) ①が適用されます。

3) 第三者認証の登録審査を受審する EMS は、本事業の目的である持続的な CO_2 排出削減の担保のため、CO_2 排出削減が要求事項に含まれている EMS であることとします。

5. Eco-CRIP 補助事業の手順

(1) 参加申込

Eco-CRIP 補助事業に参加を希望する事業者は、希望する支援パターンを選択し、最寄りの担当地域事務局へ参加を申し込みます。

(2) 支援相談人の派遣

担当地域事務局は、参加事業者の業種業態等を考慮し、適切な支援相談人を参加事業者に派遣します。

(3) 省エネルギー・CO_2排出削減及び環境経営体制構築・運用のための取組の支援

参加事業者は参加の目的に応じて、原則 5 回の戸別訪問による支援相談人の支援のもと、省エネルギー・CO_2排出削減の取組を行うとともに、環境経営体制構築・運用の取組を行います。

また、参加事業者は、支援相談人の支援のもと、取組期間中（2020 年 6 月から 12 月までの間）の、原則として､省エネルギー･CO_2削減の取組開始月から連続する 3 ヶ月間及び前年同期間の CO_2排出量、並びに光熱費等の経費を把握します。

(4) 取組結果の報告

参加事業者は、取組期間中の 3 ヶ月間及び前年同期間の CO_2排出量等を、支援相談人を通して、担当地域事務局に報告します。

(5) 支援後アンケートへの回答

参加事業者は、本事業への参加について、その満足度、CO_2削減手法習得に関する自己評価、環境経営体制構築の度合いについての自己評価、支援後の継続的な CO_2排出削減に対する意識、CO_2削減手法の活用及び環境経営体制構築によるコストメリット及び社員の意識・行動変容等についての支援後アンケートに回答し、担当地域事務局に提出します。

6. 参加申込の方法

(1) 申込書類等

参加を申し込む上で提出が必要となる書類は､「参加申込書」､「誓約書」、及び「参加事業者調査票」の 3 書類です。「参加申込書」及び「誓約書」は、事業者の代表印の捺印が必要です。

(2) 申込期間

申込期間は、原則として、2020 年 6 月 22 日から 2020 年 11 月 30 日までとします。申込は、原則、先着順で申込を受け付け、補助金予算額に達した場合は、2020 年 11 月 30 日以前に申込受付を終了する場合があります。

(3) 申込先

申込先は、事業者の所在地を担当する担当地域事務局（別表 1）になります。

(4) 申込方法

参加を希望する事業者は、「参加申込書」及び「誓約書」の原本それぞれ 1 部を、担当地域事務局へ郵送してください。また、「参加事業者調査票」については、Excel ファイル上で作成し、担当地域事務局へ電子メールに添付の上提出してください。データ処理のために、編集可能な Excel ファイルでの提出にご協力ください。

7. 支援内容の変更及び参加の途中辞退

(1) 支援パターンの変更

参加事業者が受けている支援パターンを変更する場合は、担当地域事務局へ「支援内容変更届」を提出し、承認を受けてください。

(2) 参加の途中辞退

参加事業者がやむを得ない事由によって、本事業の参加を途中辞退する場合は、担当地域事務局へ「参加辞退届」を提出し、承認を受けてください。なお、参加を途中辞退した場合は、本要項 8.(1)の規定に基づき、担当地域事務局及び支援相談人が、参加事業者に対して支援に要した経費を請求する場合があります。

8. 参加申込にあたっての注意事項

Eco-CRIP 補助事業への参加を検討している事業者には、以下の点について十分にご理解、ご認識いただいた上での参加申込をお願いいたします。

(1) 支援に要した経費を請求する場合

次の場合、参加事業者が受けた支援に要した経費が補助の対象とはならず、担当地域事務局及び支援相談人が、参加事業者に対して支援に要した経費を請求する場合があります。

① 参加事業者が、規定回数の戸別訪問支援の途中で、Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合
② 参加事業者が、所定の期日までに CO_2 排出量等の報告及び支援後アンケートの回答を提出しなかった場合
③ 参加事業者が、担当地域事務局に提出する書類、報告等に虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合
④ 支援開始後であっても、本要項 4.に規定する参加要件を満たさないことが発覚した場合

(2)　支援に要した経費の一部及び補填された内部人件費補填分の返金を求める場合

次の場合、参加事業者に対して、支援に要した経費の一部の返還を求めます。

① 参加事業者が、支援パターン B5 又は B3 を受け、EMS の第三者認証の登録審査を申し込み、受けた支援が無料になり、また、内部人件費の補填を受けたにもかかわらず、所定の期日までにその登録審査を受審しなかった場合

② 参加事業者が、担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合

③ 本要項 4.に規定する参加要件を満たさないことが発覚した場合

(3) その他

Eco-CRIP 補助事業の適正かつ円滑な運営のために、一般財団法人持続性推進機構又は担当地域事務局が、取組期間中あるいはその後に参加事業者の現地調査を行う場合があります。

【一般財団法人 持続性推進機構とは】

環境省から Eco-CRIP 補助事業の執行団体として採択を受け、Eco-CRIP 補助事業全般に関する事項を統括します。

【担当地域事務局とは】

公募によって持続性推進機構に選定された、地域で活動する EMS 事務局です。担当する都道府県において、参加事業者の申込受付、支援相談人の派遣、戸別支援の進捗管理、報告の確認等、Eco-CRIP 補助事業の実務全般を担当します。

別表１　担当地域事務局一覧

担当地域事務局名	担当都道府県	住所	電話番号	メールアドレス
特定非営利活動法人 環境ネットやまがた	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	〒990-2421 山形県山形市上桜田 3-2-37	023-679-3340	eco-crip@eny.jp
特定非営利活動法人 杉並環境カウンセラー協議会	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨	〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-15-7 白鳳ビル 2F 202 号	03-3392-5231	ecocrip.tokyo-chuo@vesta.ocn.ne.jp
神奈川県中小企業団体中央会	神奈川	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター9 階	045-671-1138	ea21@chuokai-kanagawa.or.jp
一般社団法人 長野県産業環境保全協会	新潟、富山、石川、福井、長野	〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10　長野県中小企業会館 5 階	026-228-5886	ea21nasa@valley.ne.jp
一般社団法人 静岡県環境資源協会	静岡	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町 44-1	054-252-9023	kankyou@po.across.or.jp
豊田商工会議所	愛知、岐阜、三重	〒471-8506 愛知県豊田市小坂本町 1-25	0565-32-4660	ea21@toyota.or.jp
特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、高知	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町 1-7-7CE 西本町ビル 8 階	06-6543-1521	info@ea21-osaka.org
公益財団法人 ひょうご環境創造協会	兵庫、香川、愛媛	〒654-0037 兵庫県神戸市須磨区行平町 3-1-18	078-735-2780	ea21hyogo@eco-hyogo.jp
公益財団法人 岡山県環境保全事業団	鳥取、島根、岡山、広島	〒701-0212 岡山県岡山市南区内尾 665-1	086-298-2122	ea21@kankyo.or.jp
一般財団法人 九州環境管理協会	山口、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	〒813-0004 福岡県福岡市東区松香台 1-10-1	092-662-0413	ea21@keea.or.jp
NPO 法人 環境カウンセリング協会長崎	長崎	〒850-0036 長崎県長崎市五島町 3-3 プレジデント長崎 206 号	095-893-5900	ea21-nagasaki@npo-ecan.org

担当地域事務局名	
担当地域事務局受付日	

Eco-CRIP 補助事業 担当地域事務局 担当者殿

令和 2 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）
Eco-CRIP 補助事業 参加申込書

1. 希望する支援

初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援　（5 回支援、支援パターン A5）　□
より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5 回支援、支援パターン B5）　□
より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（3 回支援、支援パターン B3）　□

2. 申告項目

		はい	いいえ
①	過去に第三者認証の環境マネジメントシステムの認証を取得したことがある、あるいは、現在、その認証を取得している。	□	□
②	2019 年度以前、Eco-CRIP 補助事業あるいは実証事業に参加したことがある。	□	□
③	自社以外の事業者等と事務所やサイトを共有している、又は、自宅と事務所等を共有している等によって、電力、燃料、その他エネルギー使用量を何らかの形で按分している。	□	□
④	2019 年 6 月 1 日以降、2020 年 12 月 31 日までの間に、事務所の移転、生産設備等の増強・縮小等、事業環境に大きな変化を及ぼす変更があった、あるいは、その計画がある。	□	□
⑤	取組期間及びその前年同期間の、電気、燃料等の購入量及び購入費等、CO_2 排出量を算定するために必要なデータ及び経費、ならびに売上高や生産量等の事業活動に密接に関連する指標を、支援相談人及び担当地域事務局に対して開示あるいは提供できる。	□	□

3. 参加事業者が支援に関する業務費の支払、及び、補填を受けた後に業務費の返還義務を負う場合

(ア) 規定回数の戸別訪問支援の途中で Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合
(イ) 参加事業者の責に帰する事由により、所定の期日までに CO_2 排出量の算定結果を報告できなかった場合
(ウ) 参加事業者の責に帰する事由により、所定の期日までに支援後アンケートを提出できなかった場合
(エ) 担当地域事務局に提出する書類、報告等に虚偽の内容、事実と異なる内容等を記載した場合、又は、不正を行った場合
(オ) 支援パターン B5 又は B3 による支援を受け、環境マネジメントシステムの第三者認証登録審査を所定の期日までに申し込んだにもかかわらず、その後、所定の期日までにその登録審査を受審しなかった場合
(カ) 参加要件を満たさないことが発覚した場合
(キ) その他、参加事業者の責に帰する事由によって、支援が補助対象から除外された場合

弊社は、応募要項、交付規程及び本申込書「3. 参加事業者が支援に関する業務費の支払、及び、補填を受けた後に業務費の返還義務を負う場合」を理解した上で、令和 2 年度 Eco-CRIP 補助事業への参加を申し込みます。

年　　月　　日

申込事業者　　住所

事業者名

代表役職及び氏名

印

担当地域事務局名	
担当地域事務局受付日	

Eco-CRIP 補助事業 担当地域事務局 担当者殿

令和 2 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）
Eco-CRIP 補助事業誓約書

弊社は、「令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）Eco-CRIP 補助事業」に参加するにあたり、弊社並びに弊社の代表者及び役員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから 5 年以上を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社旗運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに順ずる者（以下、「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 弊社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員などを利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員などに対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

年　　月　　日

申込事業者　　住所

事業者名

代表役職及び氏名

印

担当地域事務局受付日	
事業者 ID	

Eco-CRIP 補助事業 担当地域事務局 担当者殿

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）
Eco-CRIP 補助事業　支援内容変更届

弊社は、「令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）Eco-CRIP 補助事業」へ参加を申し込み、Eco-CRIP の取組を継続しておりますが、この度、以下の理由によって、支援内容を変更いたしたく、ここに届出いたします。

変更前の支援内容	アイテムを選択してください。
変更後の支援内容	アイテムを選択してください。
【支援内容の変更理由】	

年　　月　　日

申込事業者　　住所

事業者名

代表役職及び氏名

印

担当地域事務局受付日	
事業者 ID	

Eco-CRIP 補助事業 担当地域事務局 担当者殿

令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）
Eco-CRIP 補助事業　参加辞退届

弊社は、「令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）Eco-CRIP 補助事業」へ参加を申し込みましたが、以下の理由によって、支援を受け取組を継続することが困難となりましたので、参加を辞退いたします。

【辞退の理由】

年　　月　　日

申込事業者　　住所

事業者名

代表役職及び氏名

印